

平成20年4月28日

金融庁総務企画局企画課 御中

社団法人 全国地方銀行協会

「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行規則（案）」に対する意見

貴庁より、平成20年3月27日に公表された標記施行規則（案）に対する意見等を下記のとおり提出いたしますので、よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

## 記

### 1．迅速な被害回復に向けた連絡・情報共有態勢の整備

金融機関が、本法に定められた犯罪利用預金口座等に係る取引の停止等の措置や、預金保険機構に対する当該預金口座等に関する債権の消滅手続開始に係る公告の求め等の手続きを円滑に実施するためには、金融機関が貴庁、捜査機関、預金保険機構等と連絡を密にし、情報共有することが必要である。

このため、本法の施行にあたっては、貴庁と捜査機関等が連携し、捜査機関における金融機関の照会に対する窓口を明確化するなど、金融機関がこれらの手続きを円滑に実施し、迅速に被害回復分配金の支払等が実施できるような態勢を整備いただきたい。

### 2．決定表の記載事項等（第二十五条第二項）

本項では、金融機関が、被害回復分配金の支払に係る申請者について当該申請人が被害回復分配金の支払を受けることができる者に該当するか否かの決定を

行ったときに作成する決定表の様式について、「別記様式第三号によるものとする」としているが、決定表は本様式に沿って作成していれば、電磁的方法により閲覧に供する取扱い（パソコン端末の画面に表示する等）も認められるとの理解でよいか確認させていただきたい。

以上